

2020年10月23日

会 社 名 栗原工業株式会社
代 表 者 代表取締役 横井 正温
問い合わせ先責任者 人事総務部法務課 岩見 昌和
(Tel 06-4709-2302)

弊社従業員の施工管理技士資格について

今般、建設業法第 27 条に基づく施工管理技士の資格取得のための技術検定試験（以下、「技術検定試験」といいます。）を受験するに当たり、弊社従業員 3 名について、当該試験の受験要件である実務経験が不足していたことが判明致しました。

弊社従業員が建設工事の適切な施工の確保を図る上で、根幹的な役割を果たすべき施工管理技士資格についてこのような問題が発生し、国土交通省、各自治体を始めとする関係者の皆様及び全てのステークホルダーの皆様に多大なご迷惑をおかけしましたことを、改めてお詫び申し上げます。

1. 経緯

弊社は、弊社従業員が、技術検定試験を受験するに当たり、当該試験の受験要件である実務経験が不足していた事例があったのではないかと社外からの指摘を受けたことから、2020 年 1 月よりかかる事実の有無について調査を開始しました。弊社は、厳正な調査をすべく第三者性がある社外の専門家による客観的な調査を実施するため、社外の弁護士に対して調査の実施を依頼しました。また、国土交通省に対して調査の計画を報告した上、以後必要に応じて調査の進捗に関する報告を行ってまいりました。

本調査が完了し、社外弁護士より同年 9 月 25 日に調査報告書を受領しましたところ、3 名の従業員について技術検定試験の受験時点で必要な実務経験が不足していたことが判明し、これについて同年 10 月 5 日に国土交通省へ調査報告書の内容及び再発防止策についてご報告致しました。

2. 本調査により判明した不備

本調査の結果、611 名の従業員（2020 年度受験予定従業員を含む）のうち、3 名の従業員について実務経験が不足していたことが判明しております。本調査では、退職者に対する調査も実施されましたが、実務経験の不足は判明しておりません。

【実務経験に不備があった資格の詳細】

資格名	人数（資格件数）
1級電気工事施工管理技士	1名（1件）
1級管工事施工管理技士	2名（2件）

なお、これらの者が受験時に実務経験が不足していた資格により主任技術者又は監理技術者として配置された事例及び営業所の専任技術者として配置された事例はございませんでした。

3. 原因分析

本調査によれば、上記の不備が発生した要因としては、受験要件に係る理解が不十分であったという受験者個人の要因、並びに弊社における実務経験に関する社内管理体制の不備及び検証可能な記録化の不足等の組織的な要因が複合的に存在しておりました。

4. 再発防止策

弊社は、2020年3月11日以降、実務経験の具体的内容について事前の確認及び検証を徹底するよう社内業務の見直しに着手しました。さらに、調査チームより再発防止策の提言を受け、実務経験の内容を確認可能な記録の作成、資格取得に関する従業員への周知及び啓発、法務担当部署の整備を中心とする本事案の再発防止策を実施しております。

以上